

令和4年 第1回

三種町選挙管理委員会議案

令和4年3月1日提出

日	時	令和4年3月1日（火）
		午前9時00分
場	所	三種町役場2階 第2会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第 1 号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第 2 号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 1 号 登録の移替えをした者について
 - 報告第 2 号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第 3 号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第 3 号 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の有効期限を定めることについて
 - 議案第 4 号 選挙時登録の基準日、登録日を定めることについて
 - 議案第 5 号 選挙人名簿の移替えの延期について
 - 議案第 6 号 選挙長及びその職務代理者の選任について
 - 議案第 7 号 選挙長の執務場所を定めることについて
 - 議案第 8 号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて
 - 議案第 9 号 委員長専決事件の指定について
 - 議案第10号 投票用紙の色及び文字の色を定めることについて
 - 議案第11号 投票所を定めることについて
 - 議案第12号 投票所の閉鎖時刻について
 - 議案第13号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて
 - 議案第14号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて
 - 議案第15号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて
 - 議案第16号 選挙公報掲載順序決定のくじを行う場所を定めることについて
 - 議案第17号 候補者届出の受付順位の決定方法について
 - 議案第18号 投票及び開票の順序を定めることについて

議案第 19 号 開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて

議案第 20 号 選挙会の日時及び場所を定めることについて

議案第 21 号 選挙会（開票）参観人の数に制限を設けることについて

議案第 22 号 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて

協議第 1 号 三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙執行計画について

協議第 2 号 選挙公営の手引きについて

4 その他

議案第 1 号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 1 日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 新有権者登録 | 令和 4 年 3 月 1 日までに満 18 歳に達する者
生年月日：平成 15 年 12 月 3 日から平成 16 年 3 月 2 日まで
男 11 人 女 10 人 小計 21 人 |
| 2 | 転入登録 | 令和 3 年 12 月 1 日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：令和 3 年 9 月 2 日から令和 3 年 12 月 1 日まで
男 17 人 女 16 人 小計 33 人 |
| 3 | 登録者総数 | 男 28 人 女 26 人 合計 54 人 |

議案第 2 号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第 28 条の規定により、令和 4 年 3 月 1 日現在において別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 死亡抹消者 | 届出日：令和 3 年 1 2 月 1 日から令和 4 年 2 月 2 8 日まで
男 4 6 人 女 4 9 人 小計 9 5 人 |
| 2 | 転出抹消者 | 令和 3 年 1 0 月 3 1 日以前に三種町から転出した者
転出日：令和 3 年 8 月 1 日から令和 3 年 1 0 月 3 1 日まで
男 2 8 人 女 2 4 人 合計 5 2 人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 7 4 人 女 7 3 人 合計 1 4 7 人 |

報告第 1 号

登録の移替えをした者について

令和 4 年 3 月 1 日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

令和 3 年 1 2 月 1 日から令和 4 年 2 月 2 8 日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男	10人	女	19人	合計	29人
---	-----	---	-----	----	-----

報告第2号

選挙権を有する者の50分の1の数について

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は278である。

令和4年3月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

参 考

第74条第1項 条例の改廃請求

第75条第1項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第 3 号

選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について

地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項及び第 8 1 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 4, 6 2 7 である。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

参 考

第 7 6 条第 1 項 議会の解散請求

第 8 0 条第 1 項 議員の解職請求

第 8 1 条第 1 項 長の解職請求

地教組第 8 条第 1 項 教育委員の解職請求

議案第 3 号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示
に用いる証票の有効期限を定めることについて

公職選挙法第 1 4 3 条第 1 7 項及び公職選挙法施行令第 1 1 0 条の 5 第 8 項
並びに三種町公職選挙執行規程第 9 条第 2 項の規定により、政治活動のために
使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の有効期限を、次
のとおり定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

有効期限 令和 8 年 3 月

議案第 4 号

選挙時登録の基準日、登録日を定めることについて

令和 4 年 5 月 1 5 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、公職選挙法第 2 2 条第 2 項に基づく選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

1 被登録資格の決定の基準となる日

令和 4 年 5 月 9 日（月）

（ただし年齢については令和 4 年 5 月 1 5 日）

2 登録を行う日 令和 4 年 5 月 9 日

議案第 5 号

選挙人名簿の移替えの延期について

公職選挙法施行令第 17 条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

移替えを延期する期間

令和 4 年 4 月 15 日（金）から令和 4 年 5 月 15 日（日）まで

議案第 6 号

選挙長及びその職務代理者の選任について

令和 4 年 5 月 1 5 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

選 挙 長	住 所	三種町森岳字小中野 1 3 3 番地
	氏 名	嶋 田 仁

職務代理者	住 所	三種町外岡字逆川 5 6 番地 3
	氏 名	田 村 明

議案第 7 号

選挙長の執務場所を定めることについて

令和 4 年 5 月 1 5 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙長の執務場所を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

令和 4 年 5 月 1 0 日（火） 午前 8 時 3 0 分以降

三種町鶴川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務室

議案第 8 号

ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて

令和 4 年 5 月 1 5 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における三種町ポスター掲示場設置条例第 2 条第 1 項の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

琴丘地区 4 9 箇所

山本地区 6 2 箇所

八竜地区 4 6 箇所 計 1 5 7 箇所

設置箇所は別紙のとおり

議案第 9 号

委員長専決事件の指定について

三種町選挙管理委員会規程第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の事項を三種町選挙管理委員会委員長の専決事件に指定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

委員長専決指定事項

令和 4 年 5 月 15 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の掲示板の区画数

議案第 1 0 号

投票用紙の色及び文字の色を定めることについて

令和 4 年 5 月 1 5 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における投票用紙の色及び文字の色を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

- | | | | |
|---|-------------|-----------|------|
| 1 | 三種町長選挙 | 投票用紙の色 | 白 |
| | | 投票用紙の文字の色 | 黒 |
| 2 | 三種町議会議員一般選挙 | 投票用紙の色 | オレンジ |
| | | 投票用紙の文字の色 | 黒 |

議案第 1 1 号

投票所を定めることについて

令和 4 年 5 月 1 5 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

投票区	投 票 所	所 在 地
鯉 川	旧鯉川小学校	三種町鯉川字片平 3 4 番地
鹿渡南	琴丘保育園	三種町鹿渡字東小瀬川 4 3 番地 1
鹿渡北	三種町琴丘地域拠点センター	三種町鹿渡字東二本柳 2 9 番地 3
新屋敷	新屋敷集会所	三種町鹿渡字寺後 1 7 0 番地
落 合	旧上岩川小学校	三種町上岩川字柏木岱 4 0 番地
勝 平	勝平地区集会所	三種町上岩川字勝平 6 3 番地 3
大 町	三種町山本地域拠点センター	三種町森岳字町尻 3 5 番地
林 崎	林崎自治会館	三種町森岳字東囲 1 5 1 番地
木戸沢	山本ふるさと文化館	三種町森岳字東堤沢 7 2 番地 4 4
長 面	すいらんの館	三種町下岩川字長面谷地 3 9 番地 2
達 子	達子集落生活改善センター	三種町下岩川字達子 1 7 0 番地 1
金光寺	金陵の館	三種町豊岡金田字金光寺 4 番地 1
豊 岡	豊岡公民館	三種町豊岡金田字豊岡 9 1 番地 1
北金岡	中嶋ふれあいセンター	三種町外岡字中嶋 4 番地 1
川 尻	川尻自治会館	三種町川尻字東大堤下 7 4 番地
鵜 川	鵜川地区館	三種町鵜川字西鵜川 8 5 番地
大 曲	大曲コミュニティセンター	三種町鵜川字大曲 1 1 7 番地
浜 田	浜口地区館	三種町浜田字福沢 5 7 番地
大 口	大口公民館	三種町大口字大口 4 5 番地
釜 谷	釜谷公民館	三種町大口字釜谷 1 8 番地
芦 崎	せいぶ館	三種町芦崎字芦崎 4 8 5 番地

議案第 1 2 号

投票所の閉鎖時刻について

令和 4 年 5 月 1 5 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり繰り上げる。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

閉鎖時刻を 2 時間繰り上げる。

投票の時間 自 午前 7 時 0 0 分 至 午後 6 時 0 0 分

議案第 13 号

期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて

令和 4 年 5 月 15 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

1 期日前投票を行う場所

三種町鹿渡字東二本柳 29 番地 3	三種町琴丘地域拠点センター
三種町森岳字町尻 35 番地	三種町山本地域拠点センター
三種町鵜川字西本田 2 番地	三種町八竜農村環境改善センター

2 期日前投票所を設置する期間

令和 4 年 5 月 11 日（水）から令和 4 年 5 月 14 日（土）まで
午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

3 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務室
令和 4 年 5 月 11 日（水）から令和 4 年 5 月 14 日（土）まで
午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

議案第 1 4 号

不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵送により発送できる日を定めることについて

公職選挙法施行令第 5 3 条第 1 項及び第 5 9 条の 4 第 4 項の規定により、令和 4 年 5 月 1 5 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

郵便により発送できる日 令和 4 年 5 月 6 日（金）

議案第 15 号

投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて

令和 4 年 5 月 15 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、公職選挙法第 175 条第 3 項の規定により行う、投票記載所に掲示する氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

1 日 時 令和 4 年 5 月 10 日（火） 午後 5 時 40 分

2 場 所 三種町鶴川字岩谷子 8 番地 三種町役場 第 1 会議室

議案第 16 号

選挙公報掲載順序決定のくじを行う場所を定めることについて

令和 4 年 5 月 15 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、三種町選挙公報の発行に関する条例第 4 条第 2 項に規定する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町役場 第 1 会議室

議案第 17 号

候補者届出の受付順位の決定方法について

令和 4 年 5 月 15 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における立候補届出の受付順位は、選挙の期日の告示日の午前 8 時 30 分現在において、三種町八竜農村環境改善センターに到着している者に限り、くじでその順位を定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

(議案第 17 号別紙)

三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における立候補届出の受付要領

1 受付の順序

三種町長及び三種町議会議員一般選挙における立候補届出の受付順序は、受付事務の迅速化と公正を期すため、選挙長が行うくじにより定めるものとする。

2 選挙長が行うくじの対象者及び方法

(1) くじの対象者

選挙期日の告示日の午前 8 時 30 分までに立候補届出のため受付の会場に参集した者を対象とする。

(2) くじを引く順序を決めるくじ

くじの対象となった立候補予定者数と同数のくじ棒をくじ箱に入れ、取り出したくじ棒の番号をもって立候補届出の受付順序のくじを引く順序とする。

(3) 立候補届出の受付順序を決めるくじ

くじの対象となった立候補予定者数と同じ数だけの番号を付した抽せん器用の玉を抽せん器に入れ、(2)のくじで決めた順序により、順次取り出した玉の番号をもって立候補届出の受付順序とする。

3 くじの対象とならなかった者の立候補届出の受付順序

くじの対象とならなかった者は、くじによって決定された最後の順序の次の順序とし、2人以上のときは、到着順とする。

4 立候補届出の受付順序

- ①三種町長選挙
- ②三種町議会議員一般選挙

議案第 18 号

投票及び開票の順序を定めることについて

令和 4 年 5 月 15 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における投票及び開票の順序を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

1 投票の順序

第 1 三種町長選挙の投票

第 2 三種町議会議員一般選挙の投票

2 開票の順序

第 1 三種町長選挙の開票

第 2 三種町議会議員一般選挙の開票

議案第 19 号

開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて

令和 4 年 5 月 15 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、選挙会の区域と開票区の区域が同一であることから、公職選挙法第 79 条第 1 項の規定により、その開票の事務と選挙会の事務を併せて行う。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

議案第 2 0 号

選挙会の日時及び場所を定めることについて

令和 4 年 5 月 1 5 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

1 投票を行う場合

- (1) 選挙会の日時 令和 4 年 5 月 1 5 日 (日) 午後 7 時開始
- (2) 選挙会の場所 三種町鵜川字西本田 6 5 番地 1
三種町八竜体育館

2 投票を行わない場合

- (1) 選挙会の日時 令和 4 年 5 月 1 5 日 (日) 午前 1 0 時開始
- (2) 選挙会の場所 三種町鵜川字岩谷子 8 番地
三種町役場 第 1 会議室

議案第 2 1 号

選挙会（開票）参観人の数に制限を設けることについて

令和 4 年 5 月 1 5 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙会（開票）の参観人の数を次のとおり制限する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 立候補者及びその関係者 | 立候補者 1 人につき 5 人以内 |
| 2 | 一般の参観者 | 先着順に 2 0 人以内
令和 4 年 5 月 1 5 日午前 1 1 時から午前 1 1 時 3 0 分三種町役場本庁 1 階ホールにて入場整理券を配布する。 |

議案第 2 2 号

選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて

令和 4 年 5 月 1 5 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

1 日 時 令和 4 年 5 月 1 2 日（木） 午後 5 時 3 0 分

2 場 所 三種町鶉川字岩谷子 8 番地 三種町役場 第 1 会議室

協議第 1 号

三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙執行計画について

令和 4 年 5 月 1 5 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙執行計画について、別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

協議第 2 号

選挙公営の手引きについて

選挙公営の手引きについて、別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

【今後の日程】

- 令和4年3月25日（金） 三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙
立候補者説明会
午前10時 三種町八竜農村環境改善センター
- 4月15日（金） 令和4年 第2回選挙管理委員会
(三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙関連)
- 4月27日（水） 町長選挙・議会議員一般選挙立候補届出事前審査
午前9時～正午 三種町役場 第1会議室
- 5月 6日（金） 不在者投票に係る投票用紙、投票用封筒郵送開始
- 5月 9日（月） 令和4年 第3回選挙管理委員会
(選挙時登録)
選挙公報掲載申請期限
- 5月10日（火） 三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙
告示日 立候補届出受付
場所 三種町八竜農村環境改善センター
時間 午前8時30分～午後5時
選挙公報掲載順序を定めるくじ 午後5時10分
投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじ
午後5時40分
- 5月11日（水）
～14日（土） 期日前投票・不在者投票
- 5月14日（土） 令和4年 第4回選挙管理委員会
(抹消登録)

5 月 1 5 日（日） 三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙
投・開票日

投票 午前 7 時～午後 6 時

開票 午後 7 時～ 三種町八竜体育館

無投票選挙会

午前 1 0 時～ 三種町役場 第 1 会議室

令和 4 年 第 5 回選挙管理委員会

（当選人告知、当選証書付与）